



# 東京パブリック法律事務所 ニュースレター



Vol. 3

2017年  
(平成29年) 9月発行

## ～あなたのそばにも人身取引被害者がいる かもしれません～ 弁護士 藤井 なつみ

人身取引被害者というと、どこか外国で起こっていること、もしくは遠い昔にあったことのようなイメージを抱くかもしれません。しかし、残念ながら、今の日本にも人身取引被害者がいます。例えば、悪質なブローカーに、日本でウェイトレスの仕事を紹介されると言われて来日したけれども、実際には性的なサービスの提供を強要されたというような場合です。人身取引は、外国人が被害者になっているケースが多いですが、日本人の被害者もいます。

どのような場合が人身取引に当たるかは、日本政府も署名している国際組織犯罪防止条約人身取引議定書の定義が基本になっています。搾取の目的で、被害者を売買する場合だけでなく、被害者に暴力をふるったり、脅したり、だましたり、弱い立場にあることにつけ込んだりするなどの手段を用いて、被害者を支配下に置いたり、運んだり、引き渡したりなどの行為を行うことなどが人身取引に当たります。搾取の目的は、性的な搾取だけでなく、労働搾取、臓器の摘出なども含みます。たとえ、被害者が性的搾取や労働搾取、臓器摘出に同意していたとしても、暴力、脅迫、詐欺等の手段が用いられていた場合には、人身取引に当たります。

被害者が外国人の場合、本来の在留資格との関係では資格外活動に該当する行為を行ってしまった結果になっている場合も多くありますが、入管により人身取引被害者とされた場合には、資格外活動を理由とする退去強制の対象からは除外されることになっています(入管法24条4号イ)。被害者は、帰国までの間、特定活動などの在留資格を与えられ、帰国準備をすることができます。また、IOM(国際移住機関)による、人身取引被害者の帰国支援や帰国後のフォローなどのサポートも受けることができます。

ここ数年では、JFC(ジャパニーズ・フィリピン・チルドレン)に関連する人身取引事案の増加が報告されています。2009年の国籍法改正で日本人父と外国人母との間に生まれた子供について、父の生後認知でも日本国籍を取得することが可能になりました。そのため、フィリピンから母子の渡日手続と就労斡旋をする団体が多数出現しました。中には、来日前には好条件を提示しておいて、来日後には借金返済などの名目で極めて低賃金で働かせる団体も現われました。被害者が介護の職場で働いていたケースなども報道されており、被害者は、さまざまな業界に存在している可能性があります。

人身取引被害者は脅されていることも多く、最近では手口が一層巧妙化していると言われており、発見は容易ではありません。発見のためには、私達が自分たちの身近にも人身取引被害者がいるという意識を持って、疑わしい事案があった時にはそのことに気づくようにすることが必要だと思えます。

## 外国人・国際部門 (FISS) の活動について 弁護士 伊藤 崇

先月のFISSは20か国の方(英語案件67.5%・日本語案件12.5%・中国語案件10%・スペイン語案件2.5%)から新規法律相談を受け付けました。



今月は、日常法律相談・事件対応のほか、次のような活動を行っています。(予定含む)

- ◆ Mercado Latino 9月号記事掲載中(内容: 在留資格の変更)
- ◆ LAWASIA 東京大会に出席(運営参加)
- ◆ マレーシアで開催されるアジアプロボノ会議に出席(スピーカー)
- ◆ JICA主催のアジア国際円卓会議に出席(スピーカー)
- ◆ アメリカ大使館での講演(内容: 在日外国人が犯罪に巻き込まれた場合のリーガルエイド)
- ◆ 板橋区文化・交流財団主催の外国人相談対応

## 「第15回板橋区 事業と暮らしの無料相談会」 開催のご案内



来たる**10月7日(土)**に、板橋区在住・在勤または区内事業者の方を対象とした板橋区との共催による10土業合同の「**事業と暮らしの無料相談会**」を開催します。

### <無料相談会の開催概要>

- ◇会場: 板橋区立グリーンホール1階
  - ◇対象: 板橋区にお住まい・お勤め又は事業者の方
  - ◇予約受付期間: **9月25日(月)～10月6日(金)**  
午前10時～午後4時(平日のみ)
  - ◇予約電話: **03-5979-2920**  
(東京パブリック法律事務所内)
  - ◇相談例
    - ・借地権の更新について
    - ・成年後見、相続について
    - ・税金について
    - ・年金、職場のトラブルについて
- ※みなさまのお悩みに**複数の専門家がチーム**でお応えします!

～あなたのそばに～

## 弁護士法人東京パブリック法律事務所

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-34-5 いちご東池袋ビル2階  
TEL 03(5979)2900 FAX 03(5979)2898 Web <http://www.t-pblo.jp>

<本紙についてのお問い合わせは当事務所広報委員会までお願いします>

